

付置義務台数計算書(新規用)

	換算面積(A)		付置台数(B)		補正による付置台数計算式(C)		付置義務台数(D)
	延べ面積及び	合計面積			{補正率}		
特定用途A (百貨店その他店舗、事務所の用途)	① ( ) m <sup>2</sup>	/	① ( ) m <sup>2</sup>	= ( ) 台	⑥ ( ) 台 × { 1 - $\frac{1000 \times (6000 - ( ) \text{①} \text{m}^2)}{6000 \times \text{①} ( ) \text{m}^2 - 1000 \times ( ) \text{①} \text{m}^2}$ } =	( ) 台	
特定用途B (A以外の特定用途)	① ( ) m <sup>2</sup>		① ( ) m <sup>2</sup>	= ( ) 台	⑥ ( ) 台 × { 1 - $\frac{1000 \times (6000 - ( ) \text{①} \text{m}^2)}{6000 \times \text{①} ( ) \text{m}^2 - 1000 \times ( ) \text{①} \text{m}^2}$ } =	( ) 台	
非特定用途(部分)	② ( ) m <sup>2</sup>	④ $\frac{1}{3} = ( ) \text{m}^2$	② ( ) m <sup>2</sup>	= ( ) 台	⑦ ( ) 台 × { 1 - $\frac{1000 \times (6000 - ( ) \text{②} \text{m}^2)}{6000 \times \text{④} ( ) \text{m}^2 - 1000 \times ( ) \text{②} \text{m}^2}$ } =	( ) 台	
混合用途 (特定用途Aと混合)	①( ) m <sup>2</sup> ②( ) m <sup>2</sup> ③ 計( ) m <sup>2</sup>	⑤ ①+②/3 = ( ) m <sup>2</sup>	⑥ ⑦ ⑧ ( ) 台 + ( ) 台 = ( ) 台	⑧ ( ) 台 × { 1 - $\frac{1000 \times (6000 - ( ) \text{③} \text{m}^2)}{6000 \times \text{⑤} ( ) \text{m}^2 - 1000 \times ( ) \text{③} \text{m}^2}$ } =	( ) 台		
混合用途 (特定用途Bと混合)	①( ) m <sup>2</sup> ②( ) m <sup>2</sup> ③ 計( ) m <sup>2</sup>	⑤ ①+②/3 = ( ) m <sup>2</sup>	⑥ ⑦ ⑧ ( ) 台 + ( ) 台 = ( ) 台	⑧ ( ) 台 × { 1 - $\frac{1000 \times (6000 - ( ) \text{③} \text{m}^2)}{6000 \times \text{⑤} ( ) \text{m}^2 - 1000 \times ( ) \text{③} \text{m}^2}$ } =	( ) 台		
周辺地域	特定( ) m <sup>2</sup> 非特( ) m <sup>2</sup> ⑨ 計( ) m <sup>2</sup>	⑩ ( ) m <sup>2</sup> 特定延べ床面積のみ	⑩ ( ) m <sup>2</sup>	= ( ) 台	⑪ ( ) 台 × { 1 - $\frac{6000 - \text{⑩} ( ) \text{m}^2}{\text{⑩} ( ) \text{m}^2}$ } =	( ) 台	

○ 付置義務及び付置台数内訳表

付置台数内訳	付置義務台数(D)	付置義務以外の設置台数	合計
車椅子タイプ 3.5m×6.0m以上	(付置義務台数がある場合最低1台)	台	台
普通タイプ 2.5m×6.0m以上	(付置義務台数の0.3倍以上の台数-車椅子タイプ1台)	台	台
一般タイプ 2.3m×5.0m以上	台	台	台
その他	台	台	台
合計	台	台	台

<計算式における小数点の取扱い>  
 (1)補正率を用いない場合は、**小数点以下を切上げた数値**が付置台数(⑥、⑦、⑧、⑩)  
 (2)補正率を用いる場合  
 1. ⑥、⑦、⑧、⑩は**小数点第1位までとし、以下は切り捨て。**  
 2. 補正率による付置台数計算式で得られた数値は**小数点第2位までとし、以下は切り捨て。**  
 3. 付置義務台数(D)は、**小数点切上げ。**

- \*1. 延べ床面積が次の場合付置義務なし  
 (1) 特定用途のみの場合 ① < 1,000m<sup>2</sup>  
 (2) 非特定用途のみの場合 ④ < 1,000m<sup>2</sup>  
 (3) 混合用途の場合 ⑤ < 1,000m<sup>2</sup>  
 (4) 周辺地域の場合 ⑩ < 3,000m<sup>2</sup>

- \*2. 延べ床面積が次の場合補正計算式による  
 (1) 特定用途のみの場合 ① < 6,000m<sup>2</sup>  
 (2) 非特定用途のみの場合 ② < 6,000m<sup>2</sup>  
 (3) 混合用途の場合 ③ < 6,000m<sup>2</sup>  
 (4) 周辺地域の場合 ⑨ < 6,000m<sup>2</sup>

- \*3 延べ床面積が10,000m<sup>2</sup>を超える大規模事務所については特例規定あり  
 \*4 建築物の敷地が適用地域の内外及び商業地区、周辺地区にまたがる場合、最も大きな部分に属する地区に建築物があるとみなす。

**特 定 用 途**

劇場、映画館、演劇場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場

**非 特 定 用 途**

学校、集合住宅 等